

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助制度の申請書の配布方法								
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法											(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法								
						ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2) (1)でケに○をした場合、その内容						(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
該当団体	21	21	21	21	20	1	18	9	5	18	20	8	3	2	3	3	11	7	9	2	0	0	3	3		
長崎県	長崎市	長崎市教育委員会総務課	095-829-1191	kyou_sou@city.nagasaki.lg.jp	http://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/520000/524000/p001744.html		○	○		○	○	○							○							
長崎県	佐世保市	教育委員会総務課	0956-24-1111(内3107)	kyouik@city.sasebo.lg.jp	https://www.city.sasebo.lg.jp/kyouiku/kyouik/shochushugaku.html		○	○		○	○			○					○							
長崎県	島原市	教育委員会教育総務課	0957-68-5471	kyosomu@city.shimabara.lg.jp	http://www.city.shimabara.lg.jp/		○		○	○	○	○			○				○							
長崎県	諫早市	諫早市教育委員会学校教育課	0957-22-1500	e-gakkyo@isahaya-snet.ed.jp	https://www.city.isahaya.nagasaki.jp		○	○		○	○									○						
長崎県	大村市	学校教育課	0957-53-4111(370)	gakkyou@city.omura.lg.jp	http://www.city.omura.nagasaki.jp		○	○		○	○								○							
長崎県	平戸市	平戸市教育委員会 教育総務課	0950-22-4111	kyoikusomu@hirado.city.lg.jp						○						○	新入学説明会時に学校で就学援助制度の書類を配布		○							
長崎県	松浦市	松浦市教育総務課	0956-72-1111	kyoikusoumu@city.matsura.lg.jp	http://www.city.matsura.jp		○	○		○	○	○							○	○						
長崎県	対馬市	対馬市教育委員会 学校教育課	0920-88-2001	gakkyou@city-tsushima.jp	http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/		○					○				○	入学説明会で学校が保護者へ制度を説明						○		*学校が口頭で制度案内し、申請書は希望者への配布。 *なお、保護者の申出がない場合でも生活状況や衣服、日用品に不自由している等の状況により学校が判断し、保護者への制度案内や面談を行い、随時対応している。	
長崎県	壱岐市	壱岐市教育委員会 教育総務課	0920-45-1202	iki-kyouiku@city.iki.lg.jp	https://www.city.iki.nagasaki.jp		○			○	○								○							
長崎県	五島市	五島市教育委員会総務課	0959-72-7905	kyoui-soumu@city.goto.lg.jp	http://www.city.goto.nagasaki.jp		○		○	○	○	○							○	○	○					
長崎県	西海市	西海市教育委員会	0959-37-0078	gakkou-edu@city.saikai.lg.jp	http://www.city.saikai.nagasaki.jp/		○		○	○	○	○			○					○						
長崎県	雲仙市	教育委員会学校教育課	0957-37-3113	gakkyou@city.unzen.lg.jp	http://www.city.unzen.nagasaki.jp/		○	○		○	○	○								○	○					*教育委員会又は市内各総合支所に申請書を配置。 *市ホームページに申請書の掲載。
長崎県	南島原市	教育委員会 学校教育課	0957-73-6702	gakkyou@city.minamishimabara.lg.jp	http://www.city.minamishimabara.lg.jp		○		○	○	○	○							○	○						
長崎県	長与町	教育委員会教育総務課	095-801-5680	kyouisomu@nagayo.jp	http://webtown.nagayo.jp/kosodate/kyoiku/kyoiku/syugaku_enjoy/index.html		○	○	○	○	○	○							○							
長崎県	時津町	教育委員会教育総務課	095-882-2211	なし	http://www.town.togitsu.nagasaki.jp/		○	○		○	○								○							
長崎県	東彼杵町	学校教育係	0957-46-0353	kyoui-gatkyou@town.higashisono.lg.jp	http://www.sonogj.jp/		○			○	○								○	○						
長崎県	川棚町	教育委員会 教育総務係	0956-82-2064	kyoui@town.kawatana.lg.jp	http://www.kawatana.jp/yakuba/section/30_3.html		○				○								○							新入学説明会の折に就学援助制度の書類を配布
長崎県	波佐見町	教育総務係	0956-85-2034	gakkou@town.hasami.lg.jp	http://www.town.hasami.lg.jp/yakuba/kyoiku/syugaku_enjo.htm		○	○		○	○									○				○	ウェブサイト申請書を掲載し、ダウンロードできるようにしている。	
長崎県	小値賀町	教育委員会 教育総務係	0959-56-3838	kyouiku@town.ojika.lg.jp	http://www.ojika.net					○	○								○	○						
長崎県	佐々町	教育委員会	0956-62-2128	kyouiku@saza.nagasaki.jp	http://www.sazacho-nagasaki.jp		○			○	○								○	○						
長崎県	新上五島町	教育委員会学校教育課	0959-54-1981	kyoiku@town.shinkamigoto.nagasaki.jp	http://official.shinkamigoto.net/					○	○	○	○						○							http://kamigoto.jp/

		II 平成29年度準要保護認定基準																													
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率			
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民健康保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、退学、退学等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めていくもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めていくもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)		
該当団体	21	20	17	15	15	14	20	13	5	12	12	8	5	8	9	10	6	4	0	7	20	20	20	0	0	7	8	21			
長崎県	長崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	総所得(税引き前)	前々年度	260			長期療養・災害・交通事故などの特別な事情がある場合		30%未満		
長崎県	佐世保市	○	○		○		○				○			○						○	1.2	総所得(税引き前)	当該年度	326			生活支持者の失業や長期療養中、災害などの特別な事業で前年度との生活状況が大きく変化し、経済状況が困難していると認められる場合		20%未満		
長崎県	島原市	○	○	○			○													○	1.3	その他	前々年度	317			特別な事情(家計維持者の死亡・長期療養・交通事故及び火災など)	【課税所得等の分類】給与収入	20%未満		
長崎県	諫早市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	1.2	課税所得	当該年度	310			災害、主たる生計維持者の死亡、その多の理由により経済的に困難していると認めるもの。		20%未満		
長崎県	大村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○							1.3	課税所得	前年度	265					20%未満		
長崎県	平戸市	○	○				○							○						○	1.3	その他	前年度	321.7			生計維持者の長期療養・災害など特別な事情により生活状況が前年度と大きく変化し経済状況が困難したことにより就学に支障があると認めるとき	【課税所得等の分類】総収入	10%未満		
長崎県	松浦市	○		○		○	○							○							1.3	その他	前年度	345				【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)	20%未満		
長崎県	対馬市	○	○		○		○														1	課税所得	前年度	252						15%未満	
長崎県	香崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満
長崎県	五島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	当該年度	245							30%未満
長崎県	西海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								1.3	総所得(税引き前)	前年度	250							15%未満
長崎県	雲仙市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	275			火災等特別な事情により、子どもを就学させるのが困難であること。		15%未満		
長崎県	南島原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	335							15%未満
長崎県	長与町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得(税引き前)	前年度	305							15%未満
長崎県	時津町													○							1.2	課税所得	その他	279					【基準額の時期】平成25年度(平成25年7月時点)	20%未満	
長崎県	東彼杵町	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	その他	241					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
長崎県	川棚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	297							15%未満
長崎県	波佐見町	○					○													○	1.2	課税所得	その他	278					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
長崎県	小値賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	205							5%未満
長崎県	佐々町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	その他	231			認定基準に準ずる経済的事情として教育委員会が特に就学援助が必要であると認めた者	【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満		
長崎県	新上五島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	前年度	263				【課税所得等の分類】給与収入(税引き前)	10%未満		

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項										
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	
該当団体	21	0	0	0	3	4	3	19	19	0	0	0	0	2	2	2	20	19	0	6	6	1	3	3	3	1	0	0	9	9	0	12	12	12	1	0	0	13
長崎県	長崎市						○	11,420									○	40,600		○	33,000								○	23,000								
長崎県	佐世保市			○	11,420	11,162											○	40,600		○	23,123								○	17,184								
長崎県	島原市						○	11,420									○	40,600		○	52,690								○	19,195								実費支給の欄は平成28年度実績額により記入
長崎県	諫早市						○	11,420									○	40,600				○	39,290	0					○	21,490	20,000							・通学費は過去数年実績がなく予算計上していないため、支給平均額は0としているもの。
長崎県	大村市						○	11,420									○	40,600				○							○	20,000								平成29年度予算に計上した単価
長崎県	平戸市						○	11,420									○	40,600		○	0										○	20,880	17,159					平均支給額の項目は、就学援助費目としているが、支出がなかったもの。
長崎県	松浦市						○	11,420									○	40,600		○	45,220										○	21,490	16,485					
長崎県	対馬市						○	13,650									○	40,600													○	21,400	21,400					
長崎県	香崎市						○	13,650									○	40,600											○	35,000								学用品費については、第1学年のみ11,420円
長崎県	五島市						○	11,420									○	40,600											○	35,922								
長崎県	西海市						○	11,420									○	40,600		○	0										○	21,490	21,490					通学費については対象品目だが、平成29年度は支給予定なし。
長崎県	雲仙市						○	11,420									○	40,600				○	39,290	0					○	21,490	21,490							支給平均額については、執行見込額による記入が困難であるため、29年度予算に計上した単価を記入。
長崎県	南島原市			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600							○	39,290	0					○	20,802								・修学旅行費は、28年度実績額。 ・通学費は、対象費目であるが実績なし。
長崎県	長与町						○	11,420									○	40,600													○	21,490	18,575					支給平均額は平成29年度予算計上単価で記入。
長崎県	時津町						○	11,420									○	40,600													○	21,490	21,490					・修学旅行費:平成29年度予算計上単価
長崎県	東彼杵町						○	11,420									○	40,600													○	21,490	21,490					修学旅行費の平均支給額は、平成29年度予算計上単価を記入。
長崎県	川棚町						○	13,650									○	40,600											○	20,000								・修学旅行は29年度予算額。
長崎県	波佐見町						○	11,420									○	40,600													○	21,490	17,000					
長崎県	小値賀町			○	11,420	11,420							○	20,470	20,470																○	35,000	0					修学旅行費は、29年度該当者なし。
長崎県	佐々町						○	11,420									○	40,600											○	18,000								
長崎県	新上五島町						○	11,420									○	20,470													○	34,200	34,200					

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容										
		(1) 費用毎の援助額																																						
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																				
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	21	0	0	0	3	3	3	19	18	0	0	0	0	2	2	2	20	19	0	5	5	1	3	3	3	2	1	0	9	9	0	12	12	12	1	0	0	13		
長崎県	長崎市						○	22,320								○	47,400		○	90,000								○	54,000											
長崎県	佐世保市			○	22,320	22,019										○	47,400		○	108,062								○	44,600											
長崎県	島原市						○	22,320								○	47,400											○	50,783									実費支給の欄は平成28年度実績額により記入		
長崎県	諫早市						○	22,320								○	47,400					○	79,410	0			○	57,590	50,000									通学費は過去数年実績がなく、予算計上していないため、支給額平均は0としているもの。		
長崎県	大村市						○	22,320								○	47,400				○							○	42,000									平成29年度予算に計上した単価		
長崎県	平戸市						○	22,320								○	47,400		○	0							○			○	56,370	44,150							通学費:就学援助費目としているが、支出がなかったもの。	
長崎県	松浦市						○	22,320								○	47,400		○	127,240								○			○	57,590	46,739							
長崎県	対馬市						○	24,550								○	47,400											○			○	57,500	57,500							
長崎県	香崎市						○	24,550								○	47,400											○	50,000										学用品費については、第1学年のみ24,550円	
長崎県	五島市						○	22,320								○	47,400											○	52,586											
長崎県	西海市						○	22,320								○	47,400		○	0								○			○	57,590	57,590							通学費については対象品目だが、平成29年度は支給予定なし。
長崎県	雲仙市						○	22,320								○	47,400					○	79,410	0			○			○	57,590	57,590							支給平均額については、執行見込額による記入が困難であるため、29年度予算に計上した単価を記入。	
長崎県	南島原市			○	22,320	22,320							○	47,400	47,400							○	79,410	0			○			○	46,323								修学旅行費は28年度実績額。	
長崎県	長与町						○	22,320								○	47,400											○			○	57,590	52,620							通学費は、対象費目であるが実績なし。
長崎県	時津町						○	22,320								○	47,400											○			○	57,590	57,590							支給平均額は平成29年度予算計上単価で記入。
長崎県	東彼杵町						○	22,320								○	47,400											○			○	57,590	57,590							修学旅行費:平成29年度予算計上単価
長崎県	川棚町						○	24,550								○	47,400											○	45,000											修学旅行費の平均支給額は、平成29年度予算計上単価を記入。
長崎県	波佐見町						○	22,320								○	47,400											○			○	57,590	38,000							修学旅行は29年度予算額。
長崎県	小値賀町			○	22,320	22,320							○	23,550	0													○			○	56,370	0							修学旅行費は、29年度該当者なし。
長崎県	佐々町						○	22,320								○	47,400										○	79,410		○	44,000									新入学児童生徒学用品費等はH28年度実績なし。
長崎県	新上五島町						○	22,320								○	23,550											○			○	53,400	53,400							

①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特 取組を 行っていない(把握 していない)	イ. 取組 を行っている(把握 している)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	21	20	1	1	1
長崎県	長崎市		○	希望する生徒への制服のリサイクル活動など	
長崎県	佐世保市	○			
長崎県	島原市	○			
長崎県	諫早市	○			
長崎県	大村市	○			
長崎県	平戸市	○			
長崎県	松浦市	○			
長崎県	対馬市	○			
長崎県	壱岐市	○			
長崎県	五島市	○			
長崎県	西海市	○			
長崎県	雲仙市	○			市福祉事務所による「福祉医療費」の充実に図っている。(義務教育段階の児童生徒の医療費を支給)
長崎県	南島原市	○			
長崎県	長与町	○			
長崎県	時津町	○			
長崎県	東彼杵町	○			
長崎県	川棚町	○			
長崎県	波佐見町	○			
長崎県	小値賀町	○			
長崎県	佐々町	○			
長崎県	新上五島町	○			